

各 位

上川町長 西 木 光 英

上川町高齢者等間口除雪事業の実施について（ご案内）

日頃より町除雪業務にご協力いただき感謝申し上げます。

町では、市街地にある1戸建て住宅に居住し、自力で除雪が困難な75歳以上の高齢者世帯などを対象として、間口の雪のかたまりを除雪する福祉サービスを実施いたします。

この除雪サービスは、除雪車が道路の除雪（早朝時のみ）を終えた後に小型の除雪車等を使って、道路と宅地入口の境界付近に残されている雪のかたまりを片付けるものです。

つきましては、間口除雪サービスの利用を希望される場合は、**印鑑・障がい者手帳・介護保険証を持参のうえ、役場保健福祉課介護福祉グループまでお越しください。**

なお、対象となる地域・世帯、対象とならない世帯については下記のとおりとなります。

記

★【対象となる地域・住宅】

市街地（東雲・菊水・共進一部・白川・清川・層雲峡・越路・日東・天幕・豊原を除く地域）内にある町道除雪路線に面する1戸建て住宅（※ただし、二世帯住宅を除く）

★【対象となる世帯】

① 75歳以上のみで構成される世帯

※【昭和25年3月31日以前生まれの方】

② 障がい者のみで構成される世帯

※【対象障がい者の定義】

身体障がい者1種1・2級、療育手帳A判定

精神手帳1級

③ 要支援・要介護認定者のみで構成される世帯

④ 上記①～③のみで構成される

★【対象とならない世帯】

① 公営住宅等1戸建てではない住宅に居住する世帯

② 冬期間本町に居住していない世帯

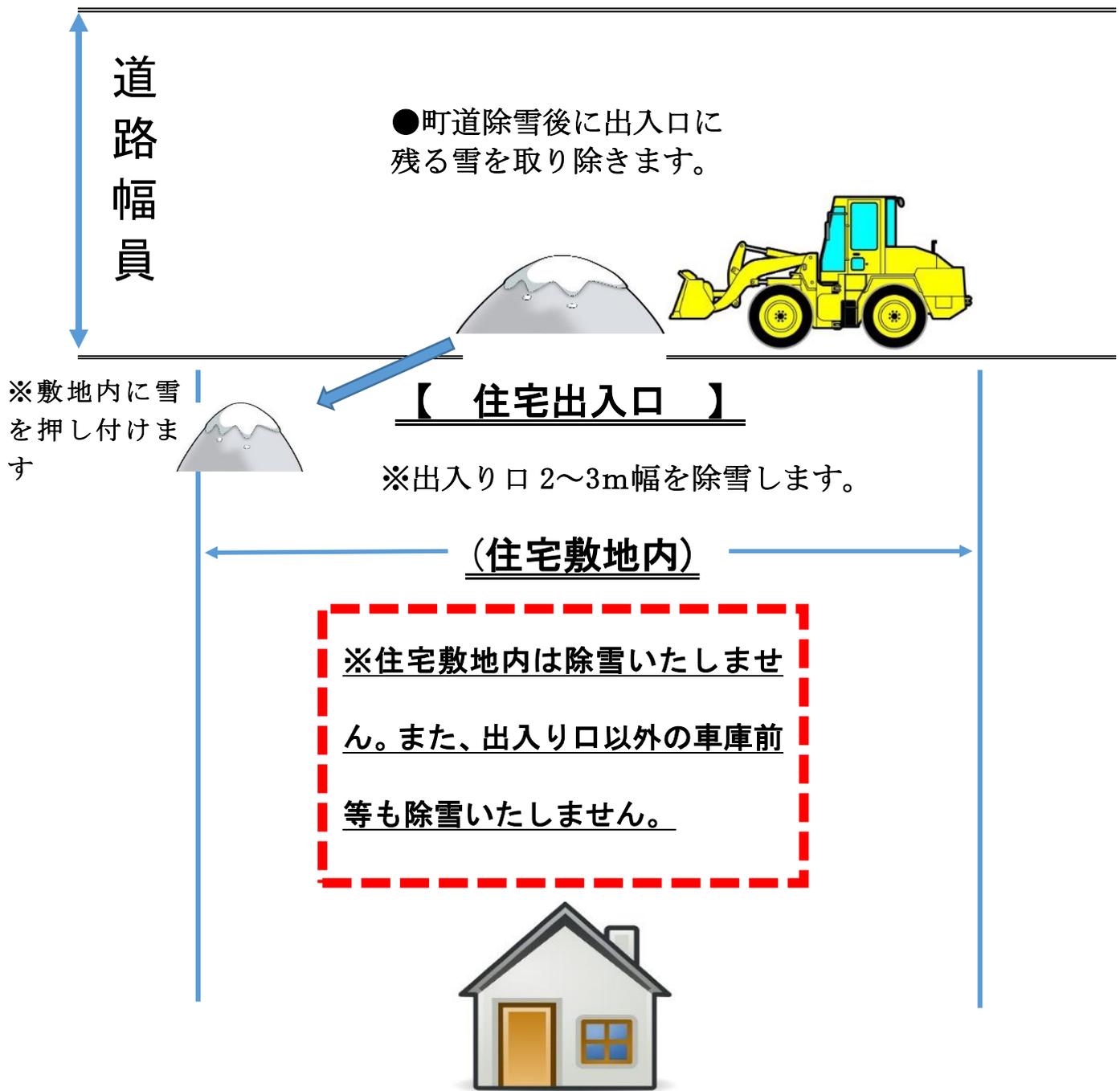
③ 74歳以下で障がい者、要支援・要介護認定者いずれでもない方が同居している世帯

④ 高齢者事業団の除雪サービスを受けている世帯

⑤ 上川町税等の滞納者に対する行政サービスの制限を受けている者がいる世帯

- ・ 申し込み期間 9月13日（金）から10月18日（金）まで
- ・ 申し込み窓口 保健福祉課介護福祉グループまでお越しください。
- ・ 除雪費用 無料（個人負担はありません。）

※対象世帯の要件等、不明な点がございましたら上川町役場建設水道課建設管理グループ（2-4060）までお問い合わせください。



間口除雪の注意事項について

- 1) 間口除雪の実施期間は、12月1日から3月31日までです。
- 2) 上図のとおり、除雪車が行った車道除雪後の残雪を除雪します。
ただし、玄関前等住宅出入口1箇所のみとし、車庫前や玄関先までの通路等住宅敷地内の除雪は行いません。
- 3) 間口除雪の幅は、おおむね2~3mとしますのでそれ以上の除雪要望にはおこたえできません。
- 4) 実施時間は、車道除雪の行われた後となりますので、おおむね午前中の作業となりますが、降雪状況等によりその時々状況に応じた時間帯となることから時間指定にはおこたえできません。
- 5) 除雪した雪は、利用者の方の敷地内の間口付近に置かせていただき、排雪は行いません。